

白岡市地域防災計画

第1編 総則編 (案)

令和3年 月

白岡市防災会議

目 次

第1編 総則編	1
第1節 計画の策定	1
第1 計画の概要	1
第2 計画の運用等	4
第3 上位計画及び関連計画との関係	4
第2節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱	7
第1 市及び関係機関	7
第2 指定地方行政機関	8
第3 陸上自衛隊	10
第4 県及び県の機関	10
第5 指定公共機関及び指定地方公共機関	11
第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割	15
第1 市民の役割	15
第2 自主防災組織の役割	15
第3 行政区の役割	15
第4 事業所の役割	15
第4節 白岡市の概要	16
第1 位置	16
第2 自然条件	16
第3 社会条件	18
第5節 防災対策の基本方針	20
第1 基本理念	20
第2 防災施策の体系	21
第3 基本方針	22

第1編 総則編

第 1 節 計画の策定

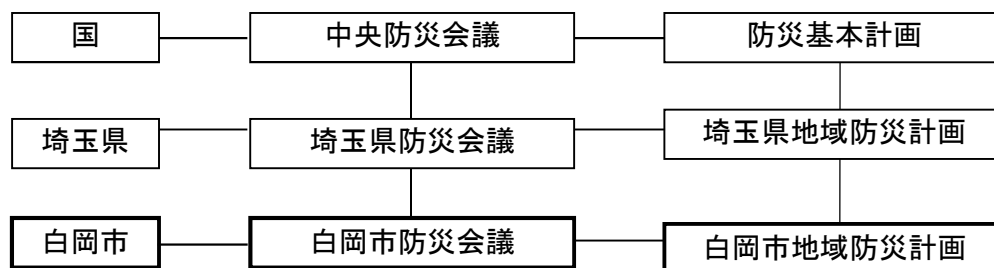
第1 計画の概要

1 計画の目的

白岡市地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、白岡市防災会議が策定する計画であり、白岡市（以下「市」という。）、埼玉県（以下「県」という。）、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体（以下「防災関係機関」という。）がその有する能力を有効に発揮して、市民組織及び市民との役割分担をもとに、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

2 計画の体系

市は、災害対策基本法第 16 条の規定により、白岡市防災会議を設置する。
災害対策基本法に定められている国、県、白岡市防災会議と地域防災計画の体系は次のとおりである。



【防災会議と防災計画の体系】

■資料- 1 白岡市防災会議条例

3 計画の構成

本計画は、「総則編」、「震災対策編」、「風水害対策編」、「事故対策編」、「複合災害編」、「広域応援編」、「資料編」の7編構成とし、各編の主要構成は次のとおりとする。

なお、災害時の対応を示す具体的行動指針や行動内容は別途各種マニュアル等に記載していく。

(1) 総則編

本計画の目的及び構成等、防災関係機関等の事務又は業務の大綱、市民・自主防災組織・事業所等の役割、白岡市の概要、防災対策の基本方針について定めている。

(2) 震災対策編

東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）、熊本地震、大阪府北部地震等の教訓を踏まえ、震災対策の総則、予防計画、応急対策計画、復旧及び復興計画、東海地震の

第1編 総則編
第1節 計画の策定

警戒宣言に伴う対応措置計画のほか、火山噴火降灰対策計画や最悪事態（シビアコンディション）への対応計画を定めている。

（3）風水害対策編

風水害による被害を最小限にとどめる最も効果的な災害対策の確立を図るため、風水害対策の総則、予防計画、応急対策計画、復旧復興計画、突風・竜巻等対策計画、大規模水害対策計画及び雪害対策計画を定めている。

（4）事故対策編

火災や放射性物質及び原子力発電所事故など大規模な災害への対応に関する計画を定めている。

（5）複合災害編

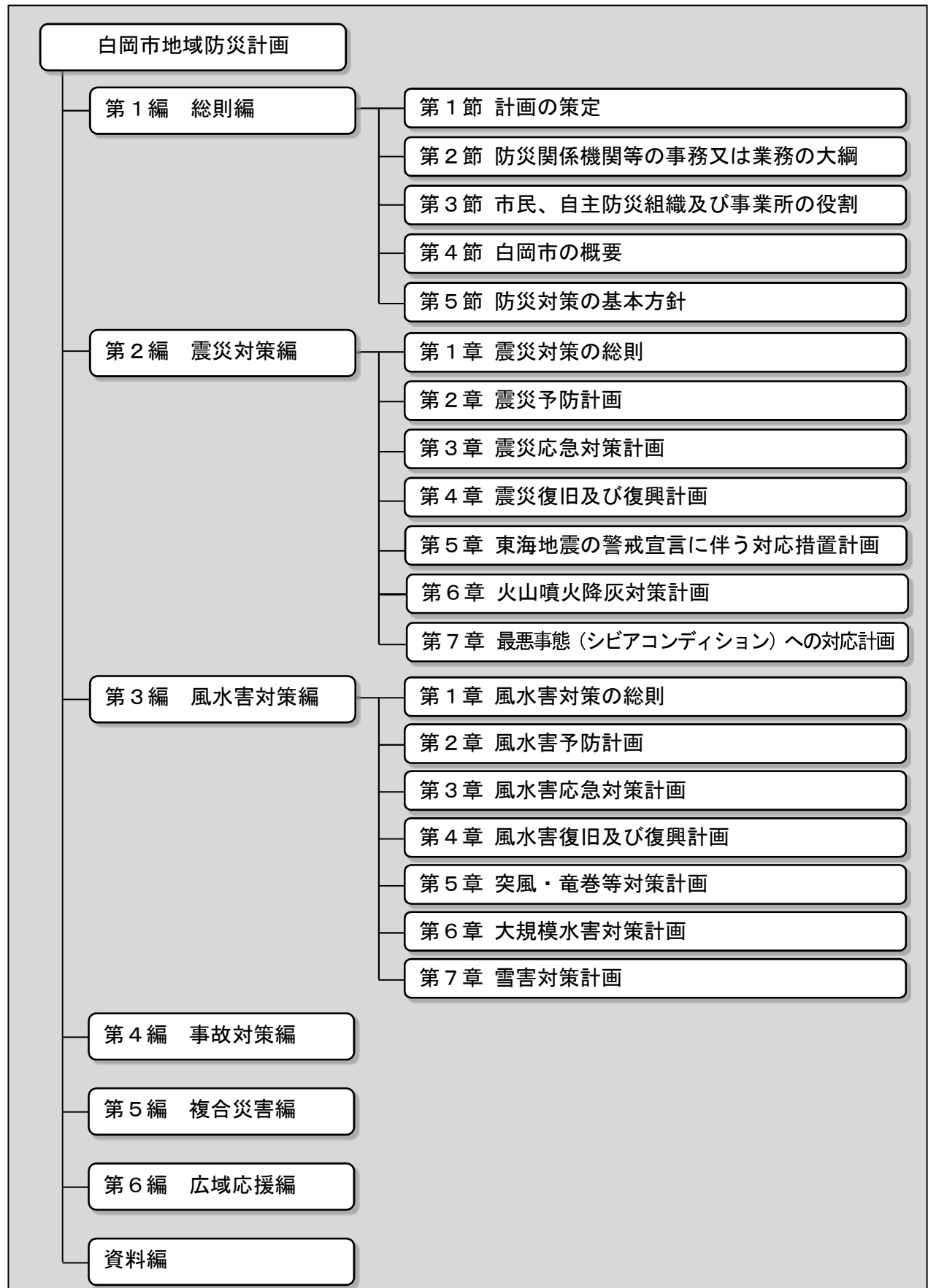
複合災害（台風の時に地震が同時発生等）を想定し、防災知識の普及、代替となる防災拠点、避難所、避難経路、運送手段等の想定、水防活動、情報の収集・伝達等に関する計画を定めている。

（6）広域応援編

民間との連携強化、都道府県間の連携強化、後方応援本部（仮称）の設置、被害情報の収集・迅速な職員派遣、広域避難体制の整備等に関する計画を定めている。

（7）資料編

「総則編」、「震災対策編」、「風水害対策編」、「事故対策編」、「複合災害編」、「広域応援編」に係る協定書や様式などの資料を「資料編」としてとりまとめる。



【計画の構成】

第2 計画の運用等

1 平常時の運用

(1) 計画に基づいた施策・事業の遂行

ア 施策・事業の企画・立案段階での防災上の配慮

各課は、各種施策・事業の企画・立案段階において、施策・事業が本計画に配慮したものとなっているかを検討する。

イ 施策・事業の検証、修正

各課は、施策・事業が本計画に照らして適当であるかを検討し、必要があれば本計画の記述内容の修正案を作成する。

(2) 計画の内容の熟知及びマニュアル等の整備

災害時に被害を最小限にとどめるためには、迅速かつ確実に防災活動を展開する必要があることから、本計画の内容を熟知しておくことが重要となる。

また、日頃から各課においては、防災活動に関する具体的行動指針や行動内容を示したマニュアル等を整備し、防災訓練等で運用するとともに内容の更新に努める。

(3) 計画の周知

防災関係機関は、本計画を防災関係機関及び重要な施設管理者等に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められる事項については、広く市民への周知徹底を図り、防災に寄与するよう努める。

2 発災時の運用

災害時には、本計画の応急対策計画、復旧復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定により、白岡市防災会議が毎年、本計画に検討を加え、必要があると認められるときは、白岡市防災会議がこれを修正し、常に有効な防災業務の遂行を図る。

また、防災関係機関は、関係ある事項について、計画修正案を白岡市防災会議に提出する。

4 計画の効果的推進

本計画の効果的推進を図るため、防災に関する政策、方針決定の過程及び防災の現場における女性、高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を展開する。

第3 上位計画及び関連計画との関係

1 防災基本計画

防災基本計画は、災害対策基本法第34条の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画であり、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の

迅速及び適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項について、基本的な方針を示すものである。

この計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成することとなる。

なお、前回の本計画修正（平成28年）以降は、熊本地震を踏まえた修正や全国各地で発生する豪雨災害等を踏まえた修正が、最近では令和2年6月に、新型コロナウイルス感染症対策等に関する修正が行われている。

2 埼玉県地域防災計画

埼玉県地域防災計画は、災害対策基本法第40条の規定により、県に係る災害について、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災基本計画に基づき、必要な事項を定めたものである。

また、災害対策基本法第42条第1項により、「当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。」と定めたものである。

なお、平成26年3月、埼玉県地域防災計画は、東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、全面的に修正され、さらに平成26年12月には、同年2月14日から降った大雪対応の課題について、その対策を計画に盛り込み、県全体の防災力の向上を図るために修正された。

3 各指定行政機関等の防災業務計画

防災業務計画は、災害対策基本法（第36条～第39条）の規定により、指定行政機関の長が、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、必要な事項を定めたものである。

また、指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成することが定められている。

4 第5次白岡市総合振興計画

第5次白岡市総合振興計画は、目指すべき将来像を実現するため、分野ごとに8つの目標を定めており、防災に関わる施策では、「安全・安心なまち」を目標とし、2つの施策と6つの施策の方向を掲げている。

（1）基本構想

誰もが地震や台風などの自然災害から守られ、安心して生活が送れるよう、耐震化等の減災対策を進めるとともに、地域が一体となった防災力の向上を図る。

また、防犯や交通安全、消防などの身近な危機管理については、危険に対する意識の高揚や関係機関との連携の強化に努め、市民一人ひとりの生命や財産を守る安全・安心なまちづくりを目指す。

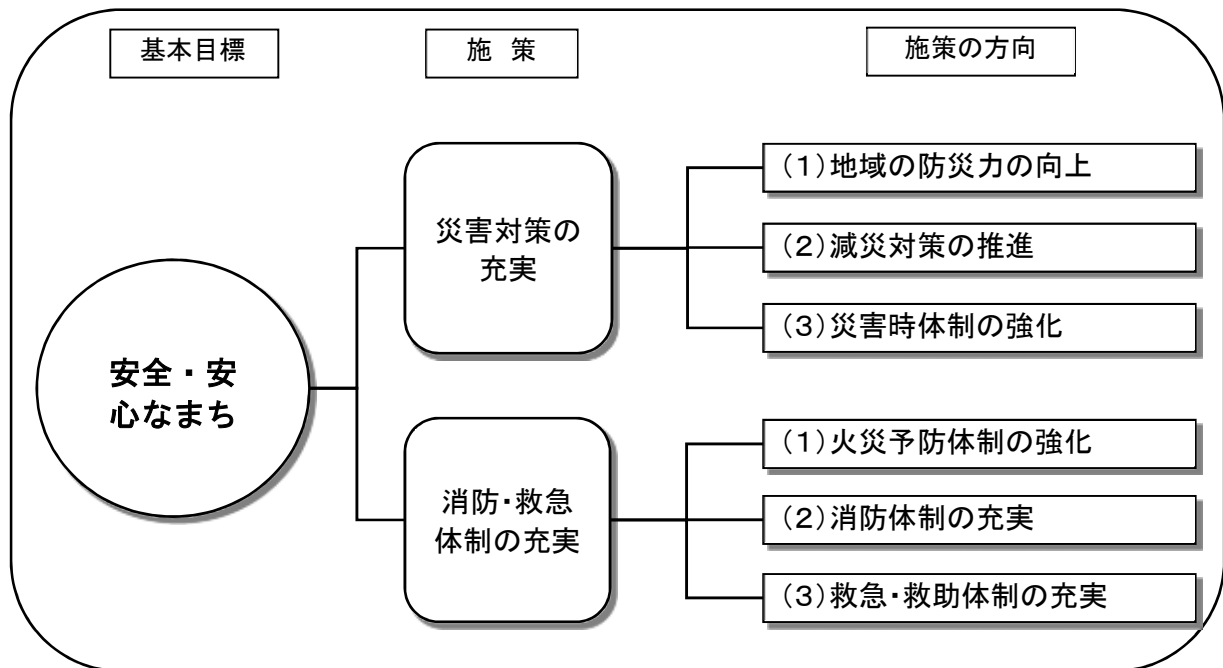
（2）基本目標

「自助」「共助」「公助」の精神に基づき、地域の防災力の向上、減災対策の推進、災害時体制の強化により災害に強いまちづくりを促進する。

また、緊急時においても速やかに対応できる消防・救急体制の確立を目指し、火災予防体制の強化、消防体制や救急・救助体制の充実により市民が安心して暮らせるまちづくりを促進する。

（3）防災に関する施策の体系

「安全・安心なまち」を目標に、災害対策や消防・救急体制の充実を防災に関する施策とする。



出典：白岡市「第 5 次白岡市総合振興計画（平成 29 年 3 月）」

【防災に関する施策の体系】

第2節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

市の地域に係る災害については、市、指定地方行政機関、自衛隊、県、指定公共機関、指定地方公共機関等がその本来の任務を遂行しつつ、相互に協力し、その対策に当たる。防災関係機関が処理する事務又は業務の大綱は、おおむね次のとおりとする。

第1 市及び関係機関

1 市

市は、基礎的な地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、市の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
白岡市	1 災害予防 (1) 防災組織の整備に関する事。 (2) 市民の自主防災組織の育成に関する事。 (3) 防災訓練の実施に関する事。 (4) 防災物資、資材の備蓄、整備及び点検に関する事。 (5) 防災施設、設備の整備及び点検に関する事。 (6) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事。 2 災害応急対策 (1) 災害応急対策に必要な組織、職員の招集、情報の収集及び財政に関する事。 (2) 警報の伝達及び避難勧告又は避難指示に関する事。 (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事。 (4) 被災者の救助、救護その他の保護に関する事。 (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。 (6) 施設及び設備の応急復旧に関する事。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事。 (8) 緊急輸送の確保に関する事。 (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の防御又は拡大の防止のための措置に関する事。 3 災害復旧 被災した施設の原形復旧に併せて、再度の災害発生を防止するための施設の新設又は改良に関する事。

2 消防機関

消防機関は、地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、防災関係機関等と緊密な連携のもとに防災活動を実施する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉東部消防組合 白岡消防署及び白岡市消防団	1 災害情報、記録収集及び被害状況調査報告に関すること。 2 消防職員及び消防団員の動員に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 行方不明者の捜索に関すること。 5 消防関係施設の応急復旧及び被害応急措置に関すること。 6 災害予防警戒及び防御活動に関すること。 7 危険物に対する予防措置に関すること。 8 爆発性物質に対する予防措置に関すること。 9 消防機器施設等の整備及び管理に関すること。 10 災害時の機械配備及び調達補給並びに修理に関すること。 11 人命救助に関すること。 12 水防に関すること。 13 その他消防全般に関すること。

3 一部事務組合

市が関係する一部事務組合の災害時における役割は、次のとおりである。

機関の名称	事務又は業務の大綱
蓮田白岡衛生組合	災害廃棄物の処理に関すること。
埼玉葛斎場組合	災害時における火葬に関すること。

第2 指定地方行政機関

国は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講じる責務を有する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東農政局	1 災害予防対策 ダム・ため池、頭首工、地すべり防止施設等の点検・整備事業に関すること。 2 応急対策 (1) 管内の農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること。 (2) 飲食料品、油脂、農畜産物、飼料及び種子等の安定供給に関すること。 (3) 農作物・蚕・家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関すること。 (4) 営農技術指導、家畜の移動に関すること。 (5) 災害応急用ポンプ等の貸出しに関すること。 (6) 応急用食料・物資の支援に関すること。 (7) 農業水利施設等の被災に起因する二次災害防止対策に関すること。 (8) 食品の需給・価格動向や表示等に関すること。 (9) 関係職員の派遣に関すること。 3 復旧対策 (1) 農地・農業用施設等の復旧事業に係る災害査定と査定前工事の承認に関すること。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
東京航空局 東京空港事務所	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保等必要な措置に関すること。 2 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 3 災害に関し、特に指定した地域の上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
東京管区気象台 (熊谷地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
埼玉労働局 (春日部労働基準監督署) (春日部公共職業安定所)	1 工場及び事業所における労働災害の防止に関すること。 2 職業の安定に関すること。
関東運輸局 埼玉運輸支局	1 災害時における自動車輸送業者に対する運送の協力要請に関すること。 2 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送調整に関すること。 3 災害時における不通区間の回輸送の指導に関すること。
関東地方整備局 (大宮国道事務所) (利根川上流河川事務所) (荒川上流河川事務所) (北首都国道事務所)	管轄する河川、道路、港湾・空港、官庁施設についての計画、工事及び管理を行うほか次の事項を行うよう努める。 1 災害予防 (1) 震災対策の推進に関すること。 (2) 危機管理体制の整備に関すること。 (3) 災害・防災に関する研究、観測等の推進に関すること。 (4) 防災教育等の実施に関すること。 (5) 防災訓練に関すること。 (6) 再発防止対策の実施に関すること。 2 災害応急対策 (1) 災害発生直後の情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。 (2) 活動体制の確保に関すること。 (3) 災害発生直後の施設の緊急点検に関すること。 (4) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保に関すること。 (5) 災害時における応急工事等の実施に関すること。 (6) 災害発生時における交通等の確保に関すること。 (7) 緊急輸送に関すること。 (8) 二次災害の防止対策に関すること。 (9) ライフライン施設の応急復旧に関すること。 (10) 地方公共団体等への支援に関すること。 (11) 「災害時の情報交換に関する協定」に基づく、「連絡情報員（リエゾン）」の派遣に関すること。 (12) 支援要請等による「緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）」の派遣に関すること。 (13) 被災者・被災事業者に対する措置に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
	3 災害復旧・復興 (1) 災害復旧の実施に関する事。 (2) 都市の復興に関する事。 (3) 被災事業者等への支援措置に関する事。

第3 陸上自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第32普通科連隊	1 災害派遣の準備 (1) 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集に関する事。 (2) 自衛隊災害派遣計画の作成に関する事。 (3) 県防災計画と合致した防災訓練の実施に関する事。 2 災害派遣の実施 (1) 人命、身体又は財産の保護のために緊急に部隊等を派遣して行う必要のある応急救援又は応急復旧の実施に関する事。 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関する事。

第4 県及び県の機関

県は、県の地域並びに県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県	1 災害予防 (1) 防災に関する組織の整備に関する事。 (2) 防災に関する訓練の実施に関する事。 (3) 防災に関する物資及び資機材の備蓄、整備及び点検に関する事。 (4) 防災に関する施設及び設備の整備、点検に関する事。 (5) 前各号のほか、災害が発生した場合における災害応急対策の実施に支障となるべき状態等の改善に関する事。 2 災害応急対策 (1) 食料、生活必需品及び防災用資機材の要請受付、調達、配分等に関する事。 (2) 警報の発令及び伝達並びに避難勧告又は避難指示に関する事。 (3) 消防、水防その他の応急措置に関する事。 (4) 被災者の救援、救助その他の保護に関する事。 (5) 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事。 (6) 施設及び設備の応急復旧に関する事。 (7) 清掃、防疫その他の保健衛生措置に関する事。 (8) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事。 (9) 緊急輸送の確保に関する事。 (10) 前各号のほか、災害の防御又は拡大防止のための措置に関する事。

機関の名称	事務又は業務の大綱
埼玉県利根 地域振興センター	1 災害予防に関する域内自治体に対する指導、教育及び連絡調整に関すること。 2 県支部応急活動組織の整備に関すること。 3 災害時における県本部、管内市町及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 4 災害現地調査に関すること。 5 管内市町が実施する応急対策業務の支援に関すること。
埼玉県東部 中央福祉事務所	1 災害救助の実施に関すること。 2 救護調査に関すること。 3 救助活動の記録に関すること。 4 日本赤十字社その他の医療機関との連絡調整に関すること。
埼玉県幸手保健所	1 保健衛生関係の被害状況の収集に関すること。 2 医薬品、衛生材料及び各種資材の調達及びあっせんに関すること。 3 各種消毒に関すること。 4 飲料水の水質検査に関すること。 5 災害救助食品の衛生に関すること。 6 病院、診療所及び助産所に関すること。 7 被災者の医療、助産その他の保健衛生に関すること。 8 その他の防疫及び保健衛生に関すること。
埼玉県春日部農林 振興センター	1 農畜林水産被害状況の調査に関すること。 2 農業共済組合に関すること。 3 農業災害融資に関すること。 4 農作物病虫害防除対策及び指導に関すること。
埼玉県杉戸県土 整備事務所	1 降水量、河川の水位等の観測情報に関すること。 2 洪水予報、水防警報の受理並びに通報に関すること。 3 県管理の水こう門及び排水機場等に関すること。 4 水防管理団体との連絡及び指導に関すること。 5 県管理の河川、道路及び橋りょう等の災害状況の調査及び応急修理に関すること。
埼玉県警 久喜警察署	1 情報の収集、伝達及び広報に関すること。 2 警告及び避難誘導に関すること。 3 人命の救助及び負傷者の救護に関すること。 4 交通の秩序の維持に関すること。 5 犯罪の予防検挙に関すること。 6 行方不明者の搜索と検視（見分）に関すること。 7 漂流物等の処理に関すること。 8 その他治安維持に必要な措置に関すること。

第5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行われるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

1 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社 関東支社 (白岡郵便局)	- 郵便事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保全に関する事。 - 救助用物資を内容とする郵便物等の料金免除及び災害時における郵便葉書等の無償交付に関する事。
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 (白岡駅) (新白岡駅)	- 災害により線路が不通となった場合の旅客の輸送手配、不通区間を新幹線、自動車による代行輸送及び連絡社線の振替輸送に関する事。 - 災害により線路が不通となった場合は、次のとおり行う事。 (1)列車の運転整理及び折返し運転、う回に関する事。 (2)線路の復旧及び脱線車両を復線、修理及び検査の上、速やかな開通手配に関する事。 - 線路、架線、ずい道、橋りょう等の監視及び場合によっては巡回監視に関する事。 - 死傷者の救護及び処置に関する事。 - 事故の程度によっては、部外への救援要請及び報道機関への連絡に関する事。 - 停車場その他輸送に直接関係のある建築物、電力施設、信号保安施設、通信施設の保守及び管理に関する事。
東日本電信電話株式会社 埼玉事業部	- 電気通信設備の整備に関する事。 - 災害時における非常通信の確保及び警報の伝達に関する事。 - 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧に関する事。
日本赤十字社 埼玉県支部	- 災害応急救護のうち、医療、助産及び遺体の処理（遺体の一時保存を除く。）に関する事。 - 救助に関し、地方公共団体以外の団体又は個人による協力の連絡調整に関する事。 - 主として赤十字奉仕団の組織を通じ、各種赤十字奉仕団の特性と能力に応じて炊き出し、物資配給、避難所作業、血液及び緊急物資の輸送、安否調査、通信連絡並びに義援金品の募集、配分に関する事。
日本放送協会 さいたま放送局	- 市民に対する防災知識の普及啓発に関する事。 - 市民に対する災害応急対策等の周知徹底に関する事。 - 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関する事。
東日本高速道路株式会社関東支社	- 東日本高速道路の保全に関する事。 - 東日本高速道路の災害復旧に関する事。 - 災害時における緊急交通路の確保に関する事。
東京電力パワーグリッド株式会社 春日部支社	- 災害時における電力供給に関する事。 - 被災施設の応急対策及び災害復旧に関する事。
東京ガス株式会社 埼玉支社	- ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関する事。 - ガスの供給の確保に関する事。

2 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
一般社団法人 埼玉県トラック協会	災害時におけるトラックによる救助物資等の輸送の協力に関する事 と。
土地改良区 水利組合	1 防災ため池等の設備の整備と管理に関する事 2 農地及び農業用施設の被害調査、災害復旧に関する事 3 たん水の防排除施設の整備と活動に関する事
株式会社 テレビ埼玉	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関する事 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関する事 3 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関する事
株式会社エフエム ナックファイブ	1 市民に対する防災知識の普及啓発に関する事 2 市民に対する応急対策等の周知徹底に関する事 3 災害時における広報活動、被害状況等の速報に関する事
一般社団法人 埼玉県医師会 一般社団法人 埼玉県歯科医師会 公益社団法人 埼玉県看護協会	1 医療及び助産活動の協力に関する事 2 防疫その他保健衛生活動の協力に関する事 3 災害時における医療救護活動の実施に関する事
一般社団法人 埼玉県バス協会	災害時におけるバスによる避難者の輸送の協力に関する事
一般社団法人 埼玉県LPガス協会	1 LPガス供給施設の安全保安に関する事 2 LPガスの供給の確保に関する事 3 カセットボンベを含むLPガス等の流通在庫による発災時の調達 に関する事 4 自主防災組織等がLPガスを利用して行う炊出訓練の協力に関する 事
都市ガス事業者	1 ガス供給施設（製造施設も含む。）の建設及び安全保安に関する事 2 ガスの供給の確保に関する事

■資料- 3 白岡市関連の土地改良区及び水利組合等 連絡先一覧表

3 公共団体その他防災上重要な機関等

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

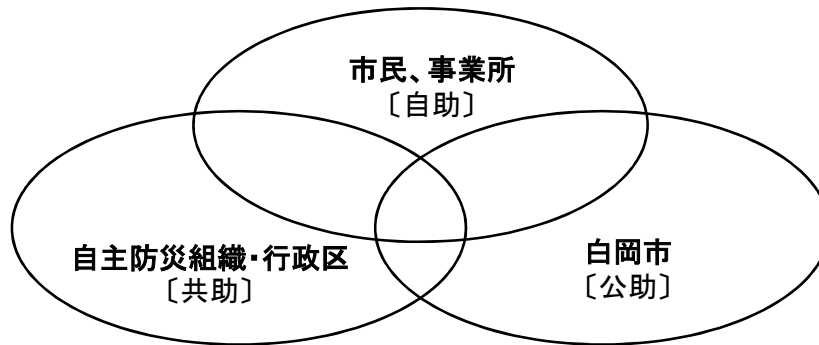
機関の名称	事務又は業務の大綱
南彩農業協同組合	1 市が行う被災状況調査及び応急対策の協力に関する事 2 農作物の災害応急対策の指導に関する事 3 被災農家に対する融資、あっせんに関する事 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する事 5 農産物の需給調整に関する事
生活協同組合	1 応急生活物資の調達及び安定供給に関する事 2 災害時における組合員が参加するボランティア活動の支援に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
白岡市社会福祉協議会	1 災害時における要配慮者の支援に関すること。 2 災害時におけるボランティア活動の支援に関すること。
白岡市商工会	1 市が行う商工業関係被災調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること。 2 災害時における物価安定についての協力に関すること。 3 救援物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
病院等経営者	1 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること。 2 被災時の病人等の収容及び保護に関すること。 3 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること。
社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 災害時における収容者の保護に関すること。
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること。
一般社団法人埼玉県建設業協会杉戸支部	1 応急復旧活動の協力体制の整備に関すること。 2 応急復旧資器材の整備に関すること。
白岡市管工事業協同組合 白岡市指定給水装置工事事業者 白岡市指定排水設備工事店	1 災害における水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。 2 災害時における飲料水の供給活動の協力に関すること。 3 災害時における下水道被災施設の応急対策及び復旧活動の協力に関すること。
埼玉県獣医師会	動物愛護の協力に関すること。
学校法人	1 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること。 2 被災時における教育対策に関すること。 3 被災施設の災害復旧に関すること。

■資料- 4 防災関係機関連絡一覧

第3節 市民、自主防災組織及び事業所の役割

東日本大震災では、地方公共団体の災害対応力の限界等により、特に災害発生直後において行政や民間の支援が被災者へ十分に届かず、行政等の「公助」による支援に頼らない「自助」「共助」の強化に努めなければならないことが明らかとなった。そのため、地域の状況を最も熟知している市民、自主防災組織・行政区、事業所と日頃から緊密に連携し、災害対策を強化しておく必要がある。



第1 市民の役割

市民は、震災に強い地域づくりを担う一員として、平常時から非常食料等を備蓄する等自主的に災害に備え、災害発生時は防災関係機関が行う消火・救援活動などの防災活動に協力する。

第2 自主防災組織の役割

主防災組織は、日頃から防災訓練や防災学習等により共助に関する意識を高める取組等を進め、災害発生時は防災関係機関が行う防災活動に協力する。

■資料- 2 白岡市自主防災組織一覧表

第3 行政区の役割

行政区は、日頃から自主防災組織の組織化、育成等を進め、災害発生時は市への情報提供、市からの命令、指示等の伝達及び市民の安全確保のために必要な措置等の防災活動に協力する。

第4 事業所の役割

市内で活動する事業所は、災害時の事業所の果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するように努めるとともに、防災体制の整備、食料・飲料水・物資等の備蓄、防災訓練の実施等の防災活動を推進する。

第 4 節 白岡市の概要

第 1 位置

市は、関東平野のほぼ中央、東京都心の北方約 40km の位置にあり、埼玉県の一部に位置する。

市域は、南東部でさいたま市及び春日部市、南西部で蓮田市、北部で久喜市、東部で宮代町と接しており東西 9.8km、南北 6.0km、総面積 24.92km²である。

第 2 自然条件

1 気候・気象

気候は太平洋側気候に属し、冬は北西の強い季節風を伴う晴天の日が多く、空気が乾燥し、夏は日中に高温となり、雷の発生が多く、ひょうも多いことが特徴である。近隣の気象観測点（気象庁：さいたま）における年平均気温は約 15 度、降水量は約 1,350mm となっている。特に、6 月から 10 月にかけての梅雨期から台風期に降雨が集中する傾向がある。

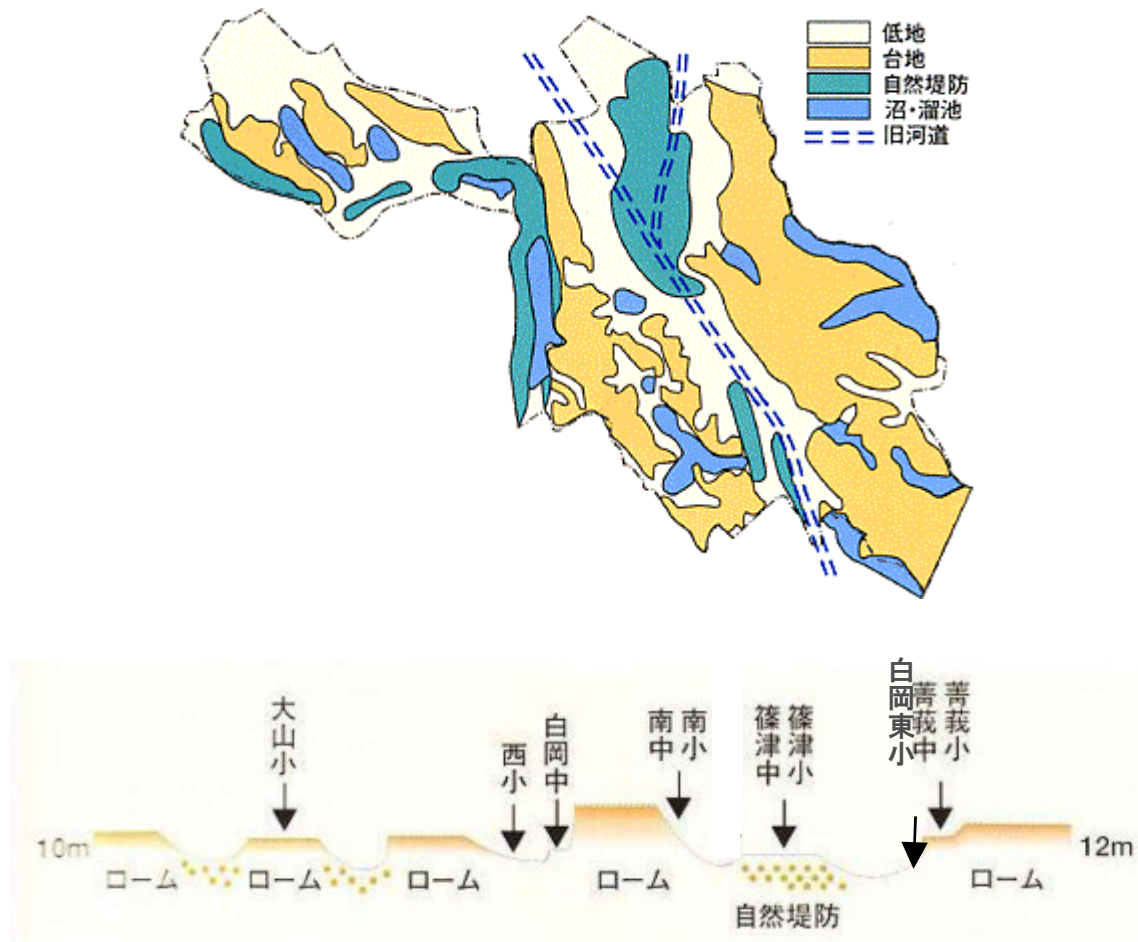
【白岡市気象状況】

統計期間	降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間
	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1981～2010	1986～2010
資料年数	30	30	30	30	30	25
1 月	37.4	3.6	9.2	-1.5	2.1	193.3
2 月	43.1	4.4	9.9	-0.6	2.3	179.9
3 月	90.9	7.8	13.1	2.8	2.5	177.8
4 月	102.3	13.4	19.0	8.1	2.2	185.7
5 月	117.3	18.0	23.2	13.4	2.0	174.7
6 月	142.4	21.5	26.0	17.7	1.7	128.2
7 月	148.1	25.1	29.8	21.5	1.6	145.5
8 月	176.3	26.6	31.5	22.9	1.7	173.0
9 月	201.8	22.7	27.1	19.2	1.7	128.1
10 月	164.9	16.9	21.6	12.8	1.7	137.0
11 月	75.7	11.0	16.2	6.2	1.6	154.5
12 月	41.1	5.9	11.7	0.8	1.8	182.9
年	1,346.0	14.8	19.9	10.3	1.9	1,960.9

出典：気象庁ホームページ（観測点：さいたま）

2 地形・地質

市は、ほぼ平坦な地形であるが、台地と低地が入り組んでいる。台地は、大宮台地の一部をなす白岡台地と呼ばれ、その範囲はおおよそ標高 10m 以上の地域に一致する。白岡台地を構成する地質は、最上層を大里ローム・立川ローム・武蔵野ロームからなる関東ローム層とし、中部は火山灰質のシルト質砂層を主体とする大宮層、下部は泥層とその下位の砂礫層から構成される。台地の周辺及び台地内に入り込んだ低地は、利根川、荒川及びその支川から運ばれ、堆積した沖積層の粘土及び砂層からなる沖積低地で、約 1 万年以内の地層からなっている。



出典：白岡市教育委員会資料

【白岡市の地形復元図及び断面図】

3 河川・池沼等

1級河川（県管理）に指定されている野通川、元荒川、星川、隼人堀川、庄兵衛堀川、姫宮落川、備前堀川の7河川がある。用水は、見沼代用水やその支流の黒沼用水、笠原沼用水が市の中央部及び東部を流れ、水田耕作の涵養元となっている。北西部（柴山地区）の低地には柴山沼がある。



出典：市のホームページ プロフィール

【白岡市内の主要河川】

第3 社会条件

1 人口・世帯

市の人口の動向を見ると、最近の約10年は微増傾向にあり、平成28年には5万2千人を超えたが、平成31年はわずかながら減少に転じている。

年齢別人口構成では、年少人口（0から14歳）及び生産年齢人口（15から64歳）は減少傾向にあり、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向となっている。高齢化率は直近の10年間で約7%上昇している。

世帯数の動向を見ると、人口とともに増加を続けており、平成30年には2万1千世帯を超えている。一方、世帯当たりの人口は年々減少傾向にあり、平成31年には2.44人/世帯となっている。

【市の人口動向】

年月日	世帯数 (世帯)	人口 (人)				年齢別人口 (人)			高齢化率 (%)
		男	女	計	世帯当 り人口	0～ 14歳 (a)	15～ 64歳 (b)	65歳 以上 (c)	c/(a+b+c)
平成10年	14,670	23,495	23,260	46,755	3.19	7,557	33,869	5,329	11.4
平成11年	14,957	23,691	23,503	47,194	3.16	7,520	34,022	5,652	12.0
平成12年	15,261	23,876	23,671	47,547	3.12	7,420	34,211	5,916	12.4
平成13年	15,543	24,107	23,869	47,976	3.09	7,392	34,312	6,272	13.1
平成14年	15,792	24,158	23,956	48,114	3.05	7,268	34,295	6,551	13.6
平成15年	16,087	24,214	24,066	48,280	3.00	7,177	34,165	6,938	14.4
平成16年	16,348	24,328	24,110	48,438	2.96	7,079	34,112	7,247	15.0
平成17年	16,649	24,427	24,329	48,756	2.93	7,092	34,021	7,643	15.7
平成18年	16,987	24,518	24,506	49,024	2.89	7,092	33,806	8,126	16.6
平成19年	17,363	24,665	24,660	49,325	2.84	6,990	33,650	8,685	17.6
平成20年	17,779	24,803	24,826	49,629	2.79	6,930	33,477	9,222	18.6
平成21年	18,183	25,043	25,030	50,073	2.75	6,893	33,390	9,790	19.6
平成22年	18,567	25,196	25,229	50,425	2.72	6,790	33,366	10,269	20.4
平成23年	18,833	25,311	25,354	50,665	2.69	6,722	33,401	10,542	20.8
平成24年	19,112	25,425	25,414	50,839	2.66	6,621	33,244	10,974	21.6
平成25年	19,260	25,516	25,454	50,970	2.65	6,595	32,778	11,597	22.8
平成26年	19,687	25,710	25,678	51,388	2.61	6,573	32,659	12,156	23.7
平成27年	20,070	25,799	25,852	51,651	2.57	6,553	32,470	12,628	24.4
平成28年	20,530	25,990	26,146	52,136	2.54	6,632	32,357	13,147	25.2
平成29年	20,906	26,079	26,250	52,329	2.50	6,576	32,199	13,554	25.9
平成30年	21,266	26,178	26,333	52,511	2.47	6,551	32,131	13,829	26.3
平成31年	21,491	26,139	26,338	52,477	2.44	6,587	31,800	14,090	26.8

出典：住民基本台帳（各年4月1日の値）注）日本人及び外国人の数値

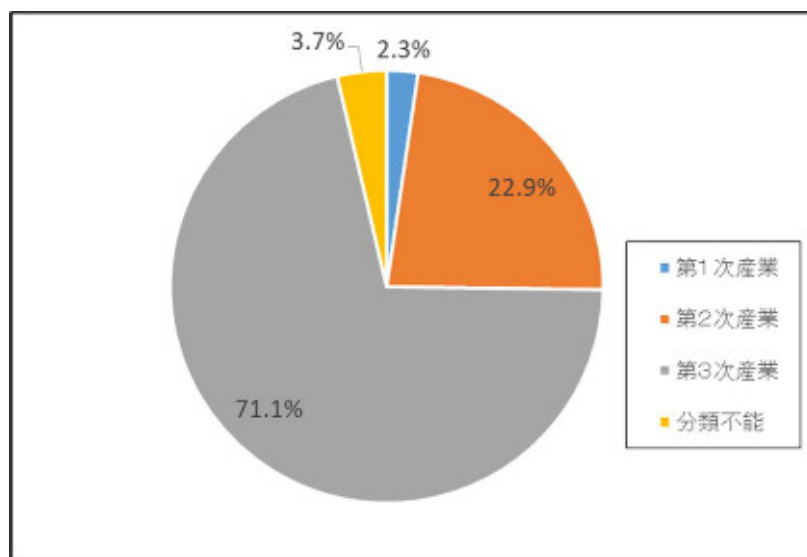
2 産業

国勢調査（平成 27 年）によると、就業者の総数は 25,160 人で、第 1 次産業が 585 人（2.3%）、第 2 次産業が 5,761 人（22.9%）、第 3 次産業が 17,887 人（71.1%）、分類不能が 927 人（3.7%）となっている。前回の国勢調査（平成 22 年）から、第 1 次産業の人口が減少し、第 2 次産業及び第 3 次産業の人口は増加している。

第 1 次産業の大半は農業で、主な作物は稲、梨である。特に梨は特産品であり、県内有数の産地となっている。ただし、近年、稲、梨はともに作付け面積が減少傾向にある。

第 2 次産業では、建設業と製造業が就業人口でおよそ 1:2 の割合となっている。平成 29 年工業統計によれば、製造業事業所数が 47 事業所、年間製造品出荷額が約 500 億円となっている。

第 3 次産業は、平成 28 年経済センサスによれば、商業事業所数は 264 事業所、年間商品販売額では約 750 億円となっている。



出典：国勢調査（平成 27 年）
【白岡市の産業分類別人口】

3 土地利用

昭和 40 年代までは農地を中心とした土地利用がなされていたが、昭和 40 年代以降宅地開発、工業団地の開発が進んだ。近年ではさいたま市や都心へのアクセスが良好な立地特性を背景として、宅地化が進んでいる。市街地・集落は、白岡台地上に集中して立地し、低地は農地、主として水田として利用されている。

4 交通

市内の中心部をほぼ南北に JR 宇都宮線が通過しており、市内の中央部に白岡駅、北部に新白岡駅が立地するほか、JR 東北新幹線が JR 宇都宮線の西側に並行し、市内を南北に通過している。

道路では、市内の北西部を国道 122 号が南北に縦貫するほか、中心部を主要地方道春日部・菖蒲線が東西に横断している。

なお、市内を通過する交通として、中心部を東北自動車道が南北に縦貫し、北側には白岡市、久喜市にまたがる圏央道が整備されており、併せて白岡菖蒲 IC が整備されている。

第5節 防災対策の基本方針

第1 基本理念

東日本大震災では、巨大な地震、津波により多数の建築物が倒壊・流失するとともに、多くの犠牲者が発生した。また、災害により地域の社会基盤が失われたため、災害直後における情報の収集や人命救助、応急給食・給水、救急医療等の最低限のサービスの提供が困難となり、さらには情報の不足や錯そうにより防災関係機関が相互に連携し、協力することが困難となり、初動において組織的な災害救助活動を行うことができなかった。

市では、防災の視点を導入した公共施設の整備を進めるとともに、ハザードマップの配布や防災訓練の実施により市民への防災知識の普及を通じて地域の災害対応力の向上などに努めており、これからも進めていく。

しかしながら、東日本大震災等の近年の災害事例からは、被害を最小限とし、また災害が発生した場合の被害の拡大を抑制するためには、行政だけでなく地域に居住する市民、地域に立地する事業所やその従業員等の防災への取組をより一層促進していくことが不可欠である。

また、市民の一人ひとりの防災への取組だけでなく、地域における相互扶助の精神に基づく自主防災活動の促進も不可欠である。

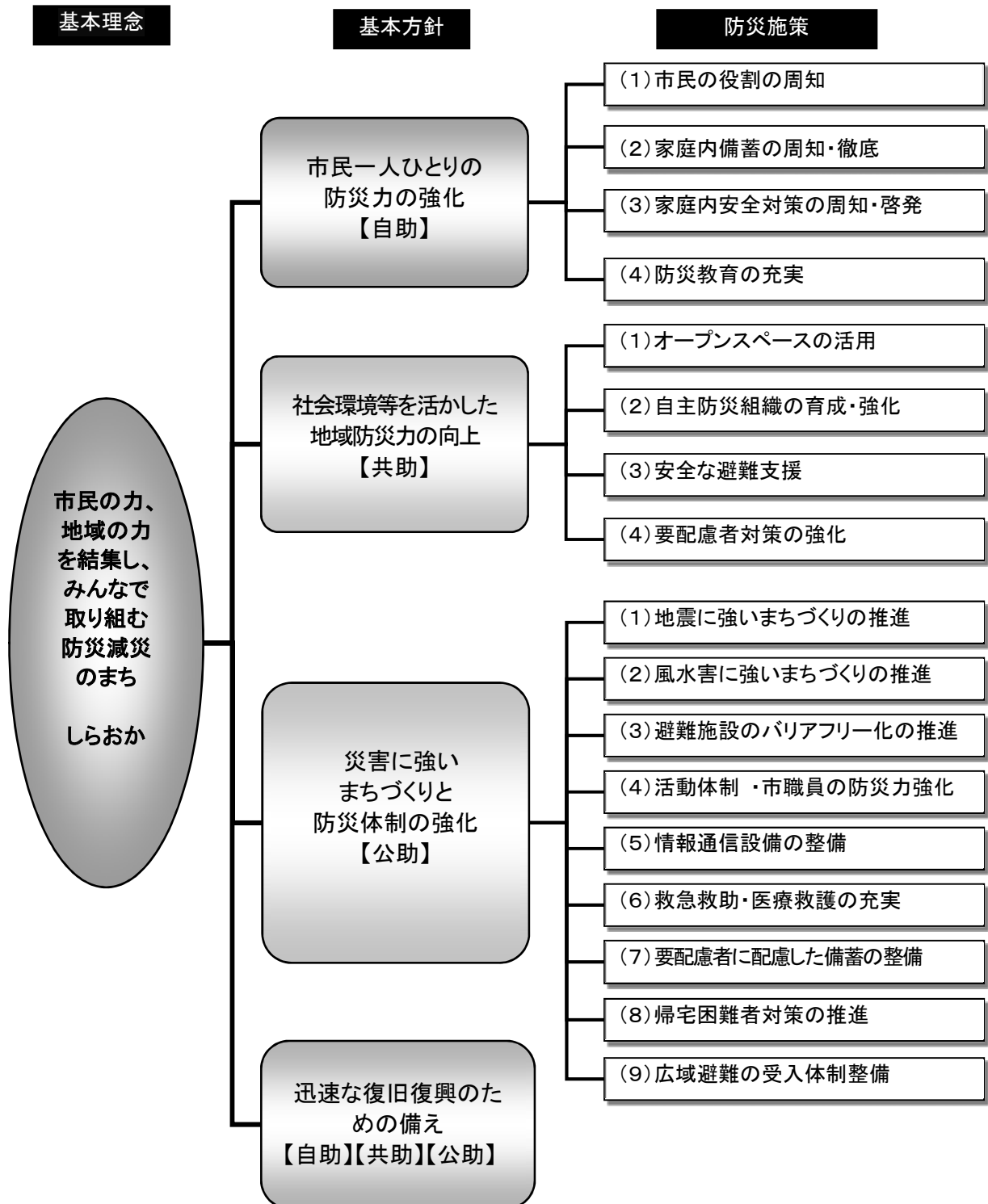
これらの認識に基づき、白岡市地域防災計画では、市内における減災、災害対応力の向上をより一層進めることとし、その基本理念を『**市民の力、地域の力を結集し、みんなで取り組む防災減災のまち しらおか**』とする。

防 災 施 策 の 基 本 理 念

市民の力、地域の力を結集し、
みんなで取り組む防災減災のまち
しらおか

第2 防災施策の体系

市の防災施策の基本理念『市民の力、地域の力を結集し、みんなで取り組む防災減災のまちしらおか』を実現するために、4つの基本方針と17の防災施策を設定し、本計画に位置づけた。



【防災施策の体系】

第3 基本方針

4つの基本方針と17の防災施策の内容は、次に示すとおりである。

1 市民一人ひとりの防災力の強化 【自助】

市民や事業所がそれぞれの防災の役割を認識し、家庭や職場において減災の取組を行うとともに、家庭での飲料水・食料、生活必需品等の備蓄や防災訓練・講習会への参加、自身の家屋の耐火・耐震化など行えるよう市民一人ひとりの防災力の強化に努める。

(1) 市民の役割の周知

本計画を通じて市民の役割を周知するとともに、実践的な防災訓練等への参加により市民一人ひとりの防災力を強化する。

(2) 家庭内備蓄の周知・徹底

災害直後の混乱期における飲料水・食料の確保のため、広報紙や市のホームページを通じて家庭における3日分以上の備蓄（1週間を推奨）を啓発、促進する。

(3) 家庭内安全対策の周知・啓発

市民が自身の家屋の耐火・耐震化や家具・備品等の転倒防止・落下防止などの安全対策を積極的に取り組めるよう、広報紙や市のホームページを通じて安全対策に必要な情報発信等を行い、市民一人ひとりの防災力の強化を促進する。

(4) 防災教育の充実

災害による被害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、生涯を通じた体系的な防災教育により、市民一人ひとりの災害対応力を高める。

2 社会環境等を活かした地域防災力の向上 【共助】

オープンスペースの活用、地域コミュニティの結集、自主防災組織の育成・強化を進めるとともに、要配慮者対策の強化により地域防災力の向上を図る。

(1) オープンスペースの活用

地域内の農地、寺社境内、公園、空き地等のオープンスペースを確保、整備し、避難の際に被災状況を確認する身近な一時避難場所として活用する。

(2) 自主防災組織の育成・強化

地域における災害発生時の初動体制の強化を図るため、地域の自主防災組織の育成支援に努めるとともに、防災資機材の整備・充実に努める。

(3) 避難の支援

災害時において自主防災組織、行政区等の地域組織が連携し、市民の避難誘導が行えるよう、防災知識の啓発、普及に努める。

(4) 要配慮者対策の強化

ひとり暮らしの高齢者や障がい者などの要配慮者については、日頃から社会福祉協議会や民生委員などの福祉活動団体及び自主防災組織等の協力を得て把握に努めるとともに、安否確認や避難支援等の整備を図る。

3 災害に強いまちづくりと防災体制の強化 【公助】

災害時の被害を最小限に低減するとともに、応急活動を円滑に行うため、建築物の耐震化、避難施設のバリアフリー化、情報通信設備の整備・強化等の災害に強いまちづくりを進めるとともに、行政等の防災体制の強化、人命に係る救急救助・医療救護の充実、要配慮者や帰宅困難者への対応の充実などを進める。

(1) 地震に強いまちづくりの推進

近年の地震災害を教訓とし、公共建築物、ライフライン施設、通信設備の耐震性の向上、道路・公園等の整備による防災空間の確保、住宅の耐震診断・耐震改修の促進、ブロック塀の耐震化及び生垣化の推進、消防団施設の建替・耐震化など、地震に強いまちづくりを進める。

(2) 風水害に強いまちづくりの推進

自然環境との調和に配慮しながら、河川・用排水路の改修や調整池の整備、下水道整備など、浸水・冠水防止対策及び排水対策を進める。

(3) 避難施設のバリアフリー化の推進

避難所や避難路となる道路等の段差の解消など、施設のバリアフリー化に努める。

(4) 活動体制・市職員の防災力強化

災害時の初動体制及び災害対策本部の運営を迅速かつ的確に行うために、あらかじめ活動体制の強化を図るとともに、的確に応急対策が実施できるよう、職員の災害対応力を高める。

(5) 情報通信設備の整備

災害情報の伝達、被害状況の把握、市民への避難勧告又は避難指示、関係機関との連絡調整などの災害時の情報収集・伝達が確実に行えるよう MCA 無線、衛星携帯電話、非常電源装置など情報通信設備の整備に努める。

(6) 救急救助・医療救護の充実

災害時の救急救助・医療救護の体制について、日頃から関係機関との連絡協議を行うとともに、防災訓練などを通じて、災害対応力の向上に努める。

(7) 要配慮者に配慮した備蓄の整備

要配慮者に配慮した食料、生活必需品、医薬品、仮設トイレ等の備蓄に努める。

(8) 帰宅困難者対策の推進

帰宅困難になった場合の対処方法等について啓発するとともに、災害時における情報提供方法や一時滞在施設の確保、飲料水、食料の提供等の具体的な支援策を関係機関と協議し、整備する。

(9) 広域避難の受入体制整備

東北新幹線の緊急停車に伴う乗客の避難誘導體制や白岡菖蒲 IC など近隣 IC からの滞留車の受入体制などの広域避難の受入体制の整備に努める。

近年の災害の広域化や、遠隔地との相互応援協定締結に伴う、市域や県域外からの広域避難の受け入れ体制の整備に努める。

4 迅速な復旧復興のための備え **【自助】【共助】【公助】**

関係機関で連携し、公共公益施設の復旧を速やかに行うとともに、被災市民、被災企業等に対する経済的支援、生活相談、こころのケア等の支援を行ための体制・制度を整備する。